



改正民法には、他の法律と同様に、施行より前に成立し施行後も存続する法律関係につき施行の前後を通じて改正前後のいずれの法律を適用するのかという、

法令の適用関係を定めるルールである経過措置が設けられています。

## ▶ 「改正民法の施行日をまたがる取引の場合」

